R5-9 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務入札実施要項(案)に関するご意見募集結果について

国営みちのく杜の湖畔公園（以下「本公園」という。）では、本公園の運営維持管理業務について総合評価落札方式の一般競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、運営維持管理業務入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、令和５年２月16日（木）から令和５年３月２日（木）までご意見を募集いたしました。

お寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園　運営維持管理業務　パブコメ質問事項及び回答

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答
1	入札実施要項(案) 1.2.4.収益施設等設置管理運営業務 (3)収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 1)施設使用料及び収益等 入札実施要項(案) 5.1.3.加算点項目 表9：標準評価項目及び得点配分 9)自主事業の提案	P9-10 P37	実施要項(案)1.2.4.収益施設等設置管理運営業務(①)では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされ、表9の提案項目9)自主事業の提案(②)では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされています。 ①の記載内容から②の下線部は、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。	「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営」以外の自主事業も対象となると読み取れるため。	ご意見を踏まえ、入札実施要項（案）表9②9)自主事業の提案の評価項目を「利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」を、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。
2	入札実施要項(案) 1.3.1.包括的な質の設定 表4：包括的な質	P11-12	情報受発信について、「SNS(facebook、instagram、Twitter)による情報発信回数」とありますが、「SNS(facebook、instagram、Twitter等)による情報発信回数」としていただきたい。	上記3つ以外にも多数のSNSサービスが存在している中で、今後新たなSNSサービスを導入する可能性があるため。	包括的な質として目標を定量的に設定する必要があるため、過去に当公園で運用実績のある3種類のSNSを設定したもので、原案のとおりとします。 なお、その他のSNSサービスによる情報発信に関しては、協議のうえ対応を決定します。
3	入札実施要項（案） 1.3.5.委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務の(注)	P16	「公園の運営に関する利用者満足度及び公園特性を生かした植物管理に関する満足度について、過年度に比べ天候不良等の影響が認められる場合であって、達成すべき質からマイナス5%の範囲内で確保されている場合」とありますが、下線の場合には「公園利用者数の確保」もご配慮いただきたい。	公園利用者数は植物の開花状況に加え、イベント開催時等の天候不良にも大きく左右されるため。	利用者満足度は、モニタリング調査の実施日における短期的な天候不順が結果に影響を及ぼす可能性があるが、利用者数の確保については通年の公園利用者数を評価するものであり、通年にわたるような天候不良の影響について、過去の実績と比較して、その有無を判断することは困難であることから、原案どおりとします。
4	入札実施要項（案） 1.3.6.費用負担等に関するその他の留意事項 (3)法令等変更による増加費用及び損害の負担	P17	(3)法令等変更による増額費用及び損害の負担において、「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃、②消費税その他の税制度の税率及び課税対象の変更並びに税制度の新設」以外には増額及び損額については事業者が負担と記されています。 本業務のように複数年契約の場合、年毎に物価高騰や最低賃金の増額等の影響を受けると考えられることから、これらは「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令」として、委託費に反映されるべきと考えます。これらが業務費に適正に反映できるよう、「スライド条項」のように単年度毎に労務単価、燃料単価等を見直した契約変更ができるようにしていただきたい。	業務期間の4年分を初年度の単価で積算し、途中の変更がない場合は、契約期間を経過するにつれ、人件費、燃料費、各種資機材の価格高騰の影響が業務費を圧迫します。公園としての必要なサービスの提供ができなくなり、安全確保にも影響が出ることが懸念されます。	物価変動への対応については、実施要項（案）P18の表6中「物価変動」の項に基づき対応することとしています。
5	入札実施要項（案） 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と東北地方整備局の責任分担 表6：事業者と東北地方整備局の責任分担 別紙資料 別紙5 共通仕様書(案) 第6条 事業者と東北地方整備局の責任分担 表：事業者と東北地方整備局の責任分担表	P18 項-22	上記のそれぞれの表の「物価変動」の項目において、「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」とありますが、物価変動の具体的な指標(例えば「統計法に基づく賃金構造基本統計」、「公共工事設計労務単価」、「建設物価」など)についてお示しいただきたい。 また、変動の基準日はいつからなのかを明確にしていただきたい。	物価変動の具体的判断基準が不明のため。	物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
6	入札実施要項（案） 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と東北地方整備局の責任分担 表6：事業者と東北地方整備局の責任分担	P18-19	「施設・物品等の修繕」において、脚注の※1で「年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用のコロナ禍以前の平成30年度～令和元年度の実績を踏まえた額」と示されています。 それと同様に、災害級の除雪作業、野生生物対応の経費についても、限度設定を超過した場合は管理者による支出としていただきたい。	降雪や野生生物被害の状況によっては、費用が大幅に増額し、委託費が圧迫され、本来必要な通常業務に支障をきたすため。	災害級の除雪作業及び野生生物対応への対応については、実施要項（案）P18の表6中「不可抗力」の項に基づき対応することとします。
7	入札実施要項(案) 3.3.配置予定者の業務実績に関する要件 表8：配置予定者の業務実績等に関する要件 別紙資料 (提出様式1-5-1)業務実施体制	P27 項-342	実施要項(案)3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件の実施体制について、「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」とあるので、別紙資料の(提出様式1-5-1)業務実施体制の注釈にある「※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする。」と示されているため、下線部は誤りではないでしょうか。	整合性が取れていないため。	ご指摘のとおり、資料中に齟齬がありましたので、提出様式1-5-1　業務実施体制の注釈の「※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする。」を「※総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」に修正します。
8	入札実施要項(案) 3.3.配置予定者の業務実績に関する要件 表8：配置予定者の業務実績等に関する要件 別紙資料 別紙-5　共通仕様書(案) 第13条　業務実施体制	P27 項-28	実施要項(案)の表8には「・開園期間中は、上記①～④の業務責任者のうち少なくとも1 名以上が勤務する体制とすること。」と示されていますが、共通仕様書(案)第13条4.では「開園期間中は、総括責任者が勤務する体制か、業務責任者のうち少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。」とあります。下線部は「業務責任者のうち少なくとも1名以上」でよいのではないでしょうか。	整合性が取れていないため。	ご指摘のとおり、資料中に齟齬がありましたので、共通仕様書(案)第13条4.の「開園期間中は、総括責任者が勤務する体制か、業務責任者のうち少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。」を「開園期間中は、総括責任者が勤務する体制か、業務責任者のうち少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。」に修正します。

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園　運営維持管理業務　パブコメ質問事項及び回答

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答
9	入札実施要項(案) 4.1.入札の実施手続き及びスケジュール（予定）	P30	「⑬契約の締結：令和5年12月中旬」と示されていますが、令和5年12月下旬に変更していただきたい。	入札実施要項（案）8.3.15業務計画書の提出(p51)において、「事業者は、契約締結日の14日前までに業務計画書を提出し、その内容について東北地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。」との記載があります。しかし、スケジュール（予定）では、「業務計画書の提出・承諾、都市公園法5条申請：令和5年12月下旬」と記載されており、整合性がないため。	ご指摘のとおり、資料中に齟齬がありましたので、入札実施要項（案）4.1.入札の実施手続及びスケジュール（予定）の「⑫業務計画書の提出・承諾、都市公園法5条申請：令和5年12月下旬」を「⑫業務計画書の提出・承諾、都市公園法５条申請：令和5年12月上旬」に修正し、「⑬契約締結：令和5年12月中旬」は原案のままとします。
10	入札実施要項(案) 5.2.2 総合評価の方法 (4)基本項目審査の評価方法 表10：基本項目審査の評価基準 別紙資料 (提出様式1-6)実施方針	P39 項-347	「業務に対する認識」について「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」と示されていますが、下線部については、「様式1-6実施方針」を指しているという理解でよいでしょうか。	「企画書に記載された実施方針」が明確に示されていないため。	ご指摘のとおり、「様式1-6実施方針」を指します。
11	入札実施要項(案) 5.2.2 総合評価の方法 (6)加算点項目審査の評価方法 b)賃上げの実施に関する評価 ③賃上げが未達成だった場合等の減点 別紙資料 別紙-5　共通仕様書(案) 第19条　委託費代金の支払い	P44 項-32	「5.2.2 総合評価の方法」では「天変地異等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。」、「第19条　委託費代金の支払い」では「5.事業者の運営維持管理の責任に拠らないと東北地方整備局が判断した、風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な賃及び個別業務の賃の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。」とありますが、下線部に「ウイルス等による感染症のまん延等の影響」を加えてお認めいただきたい。	新型コロナウイルス感染症の情勢は、企業の経済活動に大きな影響を与えるため。また、入札実施要項(案)p15「1.3.5.委託費の支払い方法」において、事業者の責めに帰すことが出来ない場合に同記載でお認めいただいているため。	賃上げが未達成だった場合等の減点について、同頁内に記載の（ア）、（イ）、（ウ）に示す事象以外の事象等については個別に確認させて頂きます。
12	別紙資料 第19条　委託費代金の支払い 7.〈積算体系〉	項-32	植物管理業務、施設・設備維持管理業務、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務において、共通仮設費や現場管理費等の間接経費を計上いただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いいたします。	積算体系には、直接業務費以外の経費は「一般管理費」しかなく、一般管理費は同頁にあるとおり、受託者の本社人件費、本社旅費、本社庁費、付加利益とされています。 現場労働者に係る費用や安全費等が含まれていません。働き方改革や、担い手確保のため、また、高年齢労働者活躍や熱中症対策などの現場管理にかかる経費も必要になってきているため。	積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。
13	別紙資料 個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企画立案】(案) 第7条 その他国庫に納入する収入	項-51	「事業者は、前条の入園料の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入されるまでの間の管理責任は事業者にある。」とあります。令和5年10月からインボイス制度が始まり、領収書にはインボイス登録番号の記載が必要です。インボイス登録番号は、国土交通省(東北地方整備局)の番号を記載して発行するということでよいでしょうか。	前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときは国庫(日銀代理店)に納入しなければならないことから、事業者の収入ではなく、国(国土交通省)の収入となると考えられるため。	インボイス登録番号については、業務開始までに業務受託者へ連絡いたします。
14	別紙資料 個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企画立案】(案) 第17条 行為の許可申請の調整等	項-54-55	近年、増加傾向にあるドローンを使用したマスコミ取材・ロケーション撮影にかかる行為許可の申請等軽微な行為許可の案件については、あらかじめ国と受託者間で申し合わせの上、手続きを簡素化できる旨を本条項に盛り込んでいただきたい。 また並行し、本申請にかかる事務手続きの効率化のためのDXを検討し、デジタル上での申請許可手続きのプラットフォームを構築いただきたい。	公園利用の拡大とともに行為許可にかかる申請案件が増加し、事務量が拡大(人件費の増加)していくことが想定されるため。	ご意見中の「軽微な行為許可」の対象範囲及び具体的な手続き簡素化方法が明らかでないため原案のとおりとしますが、今後の運営維持管理業務の参考とさせて頂きます。
15	別紙資料 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第12条　運営日時等	項-147	「2.東北地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。」とありますが、施設等運営者との協議事項としていただきたい。	施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。	東北地方整備局が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を必要とする事由と判断した場合にこれを指示するものであり、施設等運営者との協議事項にあたらないため原案どおりとします。
16	別紙資料 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第55条　自主事業における行催事等	項-192	9. 協賛の留意点として、1)で「なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。」と示されていますが、「商品の名称等」も表示できるようにしていただきたい。	本公園において、地域連携の一環として企業等との連携を一層促進し、利用者サービスの向上、地域活性化に役立てることが重要であるため。	ご意見を踏まえ、「なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。」の表記を削除します。
17	別紙資料 様式2【別添】企画書の提案に関する注意事項等	項-374	「3.各企画提案の項目数は最大4項目(ただし、4)公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案は3項目」まで」となっていますが、「最大3項目」としていただけないでしょうか。	現在、他のイ号国営公園においても運営維持管理業務実施要項(案)に関する意見募集が行われていますが、他の公園では「最大3項目」となっており、統一された対応を希望します。	ご意見を踏まえ、応札者の資料作成に係る負担軽減の観点から、各企画提案の項目数を「最大3項目まで」に修正します。

R5-9国営みちのく杜の湖畔公園　運営維持管理業務　パブコメ質問事項及び回答

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答
18	別紙資料 様式3-4-1～様式3-4-6 別紙資料 様式3-8	項-392-397 項-401	上記の各様式において、「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」とありますが、「料金」は不可とする対象から外すべきではないでしょうか。	収益施設等設置管理運営規定書「第13条 提供品目及び利用料金」(別紙資料 項-147)には、「1.駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、設定にあたっては第2編第1章第6条に示した現行の料金や周辺類似事例等を勘案の上、調査職員と協議すること。」「2.その他収益施設の利用料金等については、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。」と示されているため。	ご意見を踏まえ、各様式の注釈「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」を「※仕様書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。
19	実施要項、別紙、別添以外	別紙191	予定される入札公告資料において、業務数量表及び見積参考資料を公表していただきたい。	より良い企画提案・改善提案・積算等を検討するため。	業務数量表及び見積参考資料は入札公告時に公表します。
20	実施要項、別紙、別添以外	別紙191	入札公告後の質疑応答（申請・企画書・積算）について、ご回答いただけるものは回答期限の最終日の前に順次回答いただきたい。	回答内容は、企画提案・改善提案・積算等に影響を及ぼすことがあり、より良い提案を検討するため。	今後の入札手続きを進める上での参考とさせて頂きます。